

令和4年度

中東遠看護専門学校組合
定期監査結果報告書

中東遠看護専門学校組合
監査委員

1 監査の種類

定期監査(地方自治法第199条第4項)

2 監査の対象

中東遠看護専門学校組合における令和4年9月末日現在の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務事業の執行状況を対象とした。

3 監査の着眼点

組合の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、合規性・有効性の観点から最少の経費で最大の効果が挙げられているか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを着眼点とした。

4 監査の主な実施内容

中東遠看護専門学校組合監査基準に準拠し、提出された監査資料及び関係帳票を確認するとともに、組合事務局長及び関係職員から予算及び事務事業の執行状況を聴取し、適正かつ効率的に執行されているかを監査した。

5 監査の実施場所及び実施日

(1) 実施場所 袋井市 監査室

(2) 実施日 令和4年11月15日

6 監査の結果

監査の対象となった予算及び事務事業について、おおむね適正に執行されているものと認めた。

なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度改善又は検討を指導したので記述を省略した。

7 監査所見

- (1) 現在は定員の約2倍の受験者がいるが、今後は受験者数の減少が見込まれることから、優秀な学生を確保するため、受験者の応募資格や試験の方法の見直し、教育環境・学校施設の充実等に努めるとともに、募集要項や国家試験合格率・就職率等の情報や学校環境や奨学金制度など、魅力的な学校として受験者を引き寄せる積極的な学生募集のための広報活動を推進されたい。
- (2) 施設の管理については、校舎が建築後30年を経過していることから、引き続き計画に基づく定期的な保全修繕に努めるとともに、脱炭素社会の実現に向けて、二酸化炭素の削減となり、エネルギーの好循環に寄与するような施策を研究し、導入の検討を図られたい。